別　紙

答申第１２５号

第１　審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

第２　審査請求及び諮問の経緯

１　本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成２９年４月２２日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成１２年市条例第３３号。以下「条例」という。）第３条第１項の規定に基づき、岡山簡易裁判所　平成●●年（●）第●号慰謝料請求調停事件（以下「本件調停事件」という。）に係る関係書類一式（以下「本件公文書」という。）の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件請求に対し、実施機関は、本件公文書については収受しておらず、保有していないため不存在として、同年５月８日付けで非開示決定を行った。

３　上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、平成２９年６月４日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　実施機関は、同年６月３０日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第１６条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第３　請求人及び実施機関の主張の要旨

１　請求人の主張要旨

本件調停事件については、相手方である岡山市北区市税事務所職員（以下「市職員」という。）２名がそれぞれ市税事務所の所在地及び所属・職・氏名を記載し、同一文書を添付した答弁書を平成●●年●月●●日付けで岡山簡易裁判所へ提出した事実がある。市職員の答弁書にはいずれも、「申立人の本件の申立ての趣旨は、相手方の市職員としての行為を原因とする損害賠償請求と認められるところ」との記述があり、私人

ではなく、条例が定義するところの「実施機関の職員が職務上作成した書類」であると、文書を作成した市職員自身が認めている。市職員が答弁書を提出する契機となった岡山簡易裁判所からの通知や事件経過の記録は、「実施機関の職員が職務上取得した書類」であり、岡山市文書分類基準表によると損害賠償関係書、保存年限は長期に該当し、１ヶ月で破棄することは許されない。

２　実施機関の主張要旨

本件調停事件に係る答弁書は、市職員が個人として申し立てられた事件について、個人として裁判所に提出したものであり、職務上作成した文書ではなく、市長が保有している文書でもない。

第４　審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

１　本件公文書について

請求人は、開示請求文書として調停事件に係る市で作成・収受した書類全てを求めており、内部協議書、担当者メモ、弁護士等との協議録、裁判所へ提出した書類を例として記載している。

２　本件公文書の不存在について

開示請求の対象となる公文書については、条例第２条第２号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定されている。

本件調停事件に係る調停申立書の相手方は、実施機関ではなく個人であることから個人として取得し、本件調停事件への対応についても実施機関が関与することなく、個人として答弁書を作成し裁判所へ提出したという実施機関の説明に不合理な点は認められない。本件調停事件に係る関連文書は条例第２条第２号に規定する公文書に該当しないことから、本件請求に対し、実施機関が不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

３　結論

以上の理由により、当審査会は、「第１　審査会の結論」のとおり判断するものである。

第５　審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
平成２９年　６月３０日	諮問書の収受
平成２９年　７月１８日	請求人側意見書の収受
平成２９年　８月２３日	審議
平成２９年１１月３０日	審議
平成３０年　２月２２日	審議
平成３０年　３月３０日	答申